

青森大学学長選任規程

(目的)

第1条 本規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第6条及び青森大学学則第51条の規定に基づき、青森大学学長（以下「学長」という。）の選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(学長の資格)

第2条 学長は、人格が高潔で学識がすぐれ、本学の建学の理念と教育に深い理解と熱意を有する者でなければならない。

(選任の時期)

第3条 学長の選任は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が欠けたとき
- (3) 学長が辞任を申出て、理事長がこれを認めたとき

2 前項第1号のときは、任期満了の2か月前までに学長の選任を終了するものとし、第2号又は第3号のときは、1か月以内に学長の選任を行うものとする。

(学長の任期)

第4条 学長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(選考委員会の設置)

第5条 学長候補者を選考するため、学長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の組織及び運営)

第6条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事会において推薦された者 7名
 - (2) 本学の専任教員（助手を除く。以下同じ。）の中から各学部より推薦された者各 2名
 - (3) 本学の課長以上の職にある事務職員（以下「事務職員」という。）の中から互選により推薦された者 3名
- 2 選考委員会に委員長を置き、委員の中からこれを選出する。
- 3 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(学長候補者の届出)

第7条 選考委員会は、広く学内外から学長候補者を募るものとする。

- 2 学長候補者の届出は、別紙様式「青森大学学長候補者届出書」により、推薦人5名以上の連署をもって行うものとする。
- 3 推薦人の資格は、理事、本学の専任教員及び事務職員とする。

(選考委員会による学長候補者の選出)

第8条 選考委員会は、前条の届出に係わる学長候補者について選考を行い3名以内の学長候補者を選出するものとする。

(学長候補者の投票)

第9条 選考委員会は、前条の規定により選出された者について、学長候補者名簿を作成し、選挙人による無記名投票を実施するものとする。

- 2 前項の投票の選挙人は、本学の専任教員及び事務職員とする。

(学長候補者の推挙)

第10条 選考委員会は、前条の投票の結果により最多得票者を学長候補者として理事会に推挙するものとする。

2 前項の推挙に当たっては、第8条の選考の経過及び第9条の投票の結果を明らかにする書面を添付するものとする。

3 選考委員会は、前項の書面の写しを教授会に送付するものとする。

(選任及び任命)

第11条 理事会は、選考委員会から推挙された者について、審議のうえ学長を選任する。

2 理事長は、前項の規定により選任された者を学長に任命する。

(学長の長期不在等の措置)

第12条 学長が長期にわたり不在のとき又は欠けたときは、学長職務代理者を理事長が命ずる。

(改正)

第13条 本規程の改正は、大学運営会議で審議し、学長が理事会に諮るものとする。

(施行細則その他)

第14条 本規程の施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 青森大学学長選考手続及び任命に関する規則（昭和45年8月25日施行）は、廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年9月18日から施行する。

別紙様式

青森大学学長候補者届出書

ふりがな 氏 名	印 (男 ・ 女)
生年月日	年 月 日生 (満 歳)
本 籍 地	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県
現 住 所	
連 絡 先	電話 () —



年	月	学歴・職歴・賞罰・業績 (項目ごとに記入)

所 信（具体的な意見を示す必要がある）

上記の記載事項は、事実に相違ありません。
本届出書をもって次期青森大学学長候補者として届出します。
青森大学学長候補者選考委員会委員長 殿

年 月 日

氏 名

印

私達は、

君を次期青森大学学長候補者として推薦します。

青森大学学長候補者選考委員会委員長 殿

年 月 日

代表推薦人

印

	署名年月日	所 属	氏 名
1	・ ・		印
2	・ ・		印
3	・ ・		印
4	・ ・		印
5	・ ・		印

推 薦 理 由